

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第16回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		令和4年3月30日（水） 14時00分～15時09分
開催場所		議員協議会室（本庁舎8階）
会議次第		<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p> 諮問15：豊島区景観計画の改定について</p> <p> 報告1：新たな豊島区景観資源指定の方法（案）について</p> <p> 報告2：池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について</p> <p>3. 閉会</p>
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	<p>（学識経験者） 後藤 春彦（早稲田大学常任理事、大学院創造理工学研究科教授）・篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授）・村木 美貴（千葉大学大学院工学研究科教授）・加藤 幸枝（有限会社クリマ代表取締役）沼田 麻美子（土地総合研究所研究員、東京工業大学環境・社会理工学院特別研究員）</p> <p>（関係団体） 中村安次（豊島区商店街連合会副会長） ・井出 幸子（東京都建築士事務所協会豊島支部支部長）・石坂 美穂（豊島区観光協会副会長）・松本 力（豊島区建設業協会）</p> <p>（区議会議員） 芳賀 竜朗・西山 陽介・中澤まさゆき ・塚田 ひさこ・川瀬さなえ・小林 弘明</p> <p>（区 民） 佐野 佐知子・西澤 利夫</p>
	幹事	都市整備部長
	その他	都市計画課長
	事務局	都市計画課 届出・許認可グループ
欠席者	委員	・志村 秀明（芝浦工業大学建築学部建築学科教授） ・外山 克己（豊島区町会連合会副会長） ・川野 恵可（公益財団法人東京屋外広告協会）
	幹事	政策経営部長、総務部長、文化商工部長、環境清掃部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、教育部長
傍聴人数		2名

審議経過

1. 開会

(都市計画課長)

- ・皆様には、年度末のお忙しいなかお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、都市計画課長の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、定刻となりましたので、第16回豊島区景観審議会を開催いたします。
- ・冒頭に、新型コロナウイルス感染症対策についてご案内いたします。感染再拡大のリスクに十分に配慮し、本会議は出席者の皆様に、手指のアルコール消毒やマスク着用にご協力いただいているほか、3密を避けるため十分な間隔を取った座席配置で運営を行っております。また、可能な限り会議時間を短くするため、内容につきましましてはなるべく簡潔に進行させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、以降の進行につきましましては、後藤会長にお願いいたします。

(後藤会長)

- ・年度末のお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は池袋駅から歩いてまいりましたが、南池袋公園の桜が満開でした。ソメイヨシノの発祥の地で桜を眺めながら景観審議会ができるといいなと思いました。余談ですが、景観という言葉を作り出したのは三好学という生物学者でして、諸説ありますが、桜博士という異名を持つ方で、何かのご縁かなと思ひながら本日まいりました。
- ・先程、事務局より会議時間の短縮のお話しがございましたが、スムーズな会議の進行につきましまして、皆さまのご協力を賜りたいと思ひます。何卒よろしくお願い申し上げます。それでは、議事日程に従って進行をしてまいります。まず、委員の出欠について事務局よりご報告をお願いいたします。

(都市計画課長)

- ・本日は、志村委員、外山委員、川野委員よりご欠席の旨、ご連絡をいただいております。
- ・なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしております。報告は以上です。

(後藤会長)

- ・続きまして、本日の議事について事務局よりご案内ください。

(都市計画課長)

- ・本日の議事は、次の3件になります。
- ・「諮問15 豊島区景観計画の改定について」、「報告1 新たな豊島区景観資源指定の方法(案)について」、「報告2 池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について」です。
- ・諮問案件につきましては、本来であれば高野区長より後藤会長へ諮問文をお渡しするところですが、新型コロナウイルス感染症の関係もあり、本日は後藤会長の机上に諮問文を、また、委員の皆様の机には諮問文の写しを配付しております。どうぞよろしくお願いたします。

(後藤会長)

- ・次に、事務局より、資料の確認と傍聴希望者の有無についてご報告ください。

(都市計画課長)

- ・それでは、はじめに資料の確認をいたします。本日の資料は、事前に送付しております。なお、送付いたしました資料のうち、「第16回豊島区景観審議会議事日程」につきましては机上に配付をさせていただいておりますものと差し替えいただけますようお願いいたします。
- ・では、資料をご説明いたします。まず、「諮問15 豊島区景観計画の改定について」につきましては、「資料第1号 豊島区景観計画の改定について」、「参考資料第1号 豊島区景観計画改定(案)」の2点です。次に、「報告1 新たな豊島区景観資源指定の方法(案)について」につきましては、「資料第1号 新たな豊島区景観資源指定の方法(案)について」、「参考資料第1号 豊島区景観資源指定候補(事務局推薦)」。
- 最後に、「報告2 池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について」につきましては、「資料第1号 池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について」、「参考資料第1号 池袋駅東口景観形成ガイドライン～建築物編～案」、「参考資料第2号 池袋駅西口の景観形成ガイドライン～建築物編～案」、「参考資料第3号 池袋駅周辺景観形成ガイドライン～屋外広告物編～案」。以上となります。
- ・不足資料等がございましたら、挙手にしてお知らせください。事務局がお届けにまいります。いかがでしょうか。

(後藤会長)

- ・続いて、傍聴者についてもご報告ください。

(都市計画課長)

- ・本日、傍聴希望の方がいらっしゃいます。会長、入室いただいてよろしいでしょうか。

(後藤会長)

- ・傍聴希望の方がいらっしゃるということですが、いかがいたしましょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。それでは、入室を許可したいと思います。

(傍聴者入室)

(後藤会長)

- ・それでは、議事に入りたいと思います。諮問15につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

2. 議事

諮問15. 豊島区景観計画の改定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。諮問15についてご説明いただきました。何かご意見ございますか。

(委員)

- ・今までの読み込みが甘かったことを反省しておりますが、今回、池袋西口のガイドラインを読ませていただいて、そこから戻って景観計画を読ませていただきました。景観計画の158ページの形態、意匠、色彩につきまして、「住戸部分のベランダ手すり等は、透明ガラスの使用を控えるなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう配慮する。」との一文が、この西口の景観

形成だけにあることが分かりました。基本的に、洗濯物、室外機等が見えないような配慮をすることは景観計画として重要なことだとは思いますが、しかしながら「透明ガラスの使用を控える」という直接的な表現をしてしまうと、デザインの多様性をかなり抑えることになってしまいます。事前協議等で話の幅が設けられるよう「透明ガラス等の使用を控える」という文言ではなく「見えにくい材料を使う」等の表現に変えることは可能かどうかを諮らせていただきたいと思っております。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(都市計画課長)

- ・ご指摘の箇所は、今年度西口を景観形成特別地区に追加した際に景観形成基準として定めたものです。皆さまにお諮りしたなかでこのように決まったという経緯があり、今回の改定においても引き続きお示ししているものです。ご指摘いただいた透明ガラスの使用については「控える」という表現にしております。ご理解のとおり、室外機や洗濯物を可能な限り見えないようにしてほしいという趣旨です。この基準に則って景観の届出を受け付けて、建築の際の材料の制限等がかからないよう、運用の中で対応していくこととさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員)

- ・文言は、このまま残しておいて、運用の中でという説明でしょうか。

(都市計画課長)

- ・これらの部分については西口を景観形成特別地区に指定する際に皆さまにご了解いただいた内容です。部会や審議会でご検討いただいた文言を現時点で変えるのは難しいです。

(委員)

- ・今お伝えする段階ではないかもしれないということですね。ただ、低中層、高層型、超高層型というような集合開発住宅を扱うマンションディベロッパーにとっては、眺望も売り方の1つです。そのガラスの材質を一律制限することによって、眺望を楽しみに購入しようとする人たちに制約を加えることになる今回の文言はなかなかきついものがあるかなと思います。今後の運用をよろしくお願いします。

(事務局)

- ・大変貴重なご意見ありがとうございます。実際の運用につきましては、おっしゃるとおり、各事業者様が工夫ですとかされた上で意匠等を決めていらっしゃるか

と思います。また、ご計画地の周辺状況等によりまして、ここまでご配慮が必要でないものももしかしたらあるかもしれませんし、おっしゃるとおり、眺望をうたっているような建築物もあるかと思いますが、一概にこちらに記載しているものが全て禁止事項ということではなく、配慮していただきたいということをお伝えしたいのですが、ただ、逆に、あまり曖昧ですと分かりづらいというようなご意見も今までいただいております。

- ・実は西口が一番新しい景観形成特別地区になりましたので、今までの積み上げでご不明点ですとか、そういったものが解消できるような形で詳細と言いますか、なるべく細かく、あくまでもこちら一例としてですが、お載せしている基準になります。ですので、あくまでも配慮していただきたいのは、透明ガラスの使用を控えることではなくて、良好な景観を目指すために洗濯物ですとか室外機等が見えないですとか、そういった配慮をしていただきたいということをおうたった部分になります。なので、こちらの文言は残させていただいて、あとは、この後報告事項でもありますが、さらに具体的な事例としましてガイドラインも用意しておりますので、そちらで全体的なご案内をしながら実際の運用については、それぞれの個別案件で対応していきたいと思っております。

(後藤会長)

- ・よろしいですか。今の回答なども議事録に残し、柔軟な運用をしていくということだと思います。今、ご指摘が158ページでしたが160ページにもありますよね。この中ではこの2か所だけですかね。他にいかがでしょうか。

(な し)

(後藤会長)

- ・よろしいでしょうか。他に特段のご意見がないようであれば、景観審議会といたしましては今回の豊島区景観計画の改定について了承したいと考えますがよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。それでは、事務局より、答申の案文を各委員に配付してください。

(資 料 配 付)

(後藤会長)

- ・お手元に届きましたでしょうか。令和4年3月30日付、諮問第15号にて諮問のありました標記の件につきまして了承したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。
- ・それでは、次に報告1につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

報告1. 新たな豊島区景観資源指定の方法(案)について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。どうぞ。

(委員)

- ・質問させていただきます。スケジュール案によりますと、ここに挙げられた事務局推薦の21件をさらにいろいろな段階を経て5件に絞り、最終的に2件に絞る。それを年末までに進めていくということは分かりましたが、その理由の説明がなかったように思います。先程、例えば10番の塔は住民の要望が強いというような説明がありましたが、要望があるのであればそれを優先的に取りあげていく方向で考えるのも1つではないかと思います。
- ・次に、最も確認させていただきたかった点ですが、21件良いものを挙げていると思いますが、少し絞り過ぎではないかという感じがします。なぜ5件をさらに2件に絞ってしまうのか。資源としては、もっといろいろとPRをしていけばいいのではないかと率直に考えたものですから、そのあたりの説明をお願いしたいです。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。事務局、どうぞ。

(都市計画課長)

- ・資源の指定の目的ですが、まずは豊島区が景観行政を進めるうえで、このような事例があるという紹介のため、そして、経年によっていろいろと変化が生じるかもしれませんが、いいものを保持していくと言いますか、みんなでこの景観資源を大事にしていくことを目指していくためと考えております。当初、第1回、第2回ともにまずは住民の皆さまから募集することを基本としておりましたが、募集をかけても集まらなかったという事情もあります。広報としまやホームページで募集をかけてもなかなか集まりませんでした。
- ・コロナ前はまちづくりの勉強会等の中で池袋本町に行ったり西池袋地区に行ったりしていました。その勉強会のなかで候補を挙げていただくことも試みましたが、地域が限定されると出てくるご意見も偏ってしまうというようなことがありました。区民の皆さまから募集するには、まだ少し景観に対する気運が醸成されていないように感じ、今回豊島区は23の事業を大々的に行ったこともあり、その中から候補を選びました。また、豊島区で公共物を作っている道路整備課、公園緑地課、施設整備課、文化を取り扱っている文化デザイン課等々に推薦いただいたものを合わせたものが、今回の21の景観資源指定候補です。
- ・いろいろな選び方があると思います。例えば、目白の銀鈴の塔は私も担当させていただいたことがありますが、目白地域の方にこのデザインについて検討いただきました。目白に関してはそのような要望はありましたが、豊島区の景観資源としては多くを並べた中でお選びいただく方がいいのではないかと考えております。今後、可能であれば毎年指定していきたいと考えております。今回5件程度にお絞りいただいた後、住民の方の最終的なご意見を入れて来年度2件に絞ることを予定しておりますが、ここで選ばれなかったものにつきましても、次年度以降候補には挙がってくるかと思えます。新しく進めていくうえで、検討部会にお諮りしながらこのような一案を作成した次第です。

(後藤会長)

- ・どうぞ。

(委員)

- ・そうするとここに挙がっているものは、来年以降の検討対象になるということもあり得るということですね。ちなみにこれは予算的なものは何もないですよ。絞るという作業にはお金が絡むように思うのですが、そういうことは全くなく、このようなものがあるということを重点的に宣伝、広報、景観として公告、周知

せしめるという観点だけですよね。

(後藤会長)

- ・どうぞ。

(都市計画課長)

- ・5点まで絞っていただくという点ですが、事務局としてはただの人気投票になってはいけないと考えております。先程担当から説明がありましたが、整備事業一体とするものであったり、建築物単体のものであったり、道路であったり、あるいはIKEBUSやアートトイレというものは少し景観的な、つまりIKEBUSが走っている風景のような、いろんなジャンルに分かれております。その中から、どう絞って最終候補的なものにもっていくのかというプロセスそのものも一度、主に学識の先生方にご意見を伺いながら進めていくことも大切だと思っております。ですので、住民の皆さまにこの21件をお示しして、人気投票のような形をとる方法もあるとは思いますが、景観行政を進めるうえでバランスも含めて選定していくのがよいのではないかと考えております。

(委員)

- ・分かりました。最後にこの資料の20と21が、番号のナンバリングが逆になっているようですのでこれ訂正をしていただければと思います。以上です。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。先程の諮問15で出てきました景観計画の冊子の192ページの真ん中あたりに、豊島区景観資源の指定についての記載があります。丸が2つありますが、2つ目の丸、「豊島区景観資源の指定により、地域の維持・保全活動や景観まちづくりへの活用などの取り組みにつなげていきます」がポイントなのだろうと思います。
- ・いい景観が維持されていることだけが指定の対象ではなく、その維持をしている地元のまちづくりの気運のタイミングを見計らって指定していくというお考えなのだろうと理解いたしました。ですから、気運が盛り上がってくれば3つでも4つでもよく、そのあたりを見極めて進めていくということでしょうか。他にいかがでしょうか。

(委員)

- ・指定をするまでのプロセスというか、このような方法で指定をしていきその進め方について報告をするので承知してくださいという内容として受け止め、それはそれでよろしいかと思います。絞りこむのはご専門の学識経験者の方々であろうと

はと思いますが、区民の目線や視線が必要であり、またそれらがしっかり議論されているのか、この点は決定までのプロセスとして非常に気になるところです。

- ・また、先程の事務局のやり取りの中で気になった点があります。指定をするにあたって区民の方に募集をかけても難しかったとのこと、それは否めないと思います。それから、地域に偏りが出てしまうということが非常にネガティブであるかのような聞こえ方をしました。資料にもあるように、例えば巣鴨であれば巣鴨の良さがあり、大塚は大塚の良さがあります。また、池袋西から長崎にかけて、地域ごとに特性があるからこそ豊島区が成り立っていると思います。各地域の偏りという言葉遣いは置いておいて、その地域を代表するような景観資源が発掘できれば、その地域の皆さまをはじめ、豊島区全体が盛り上がることにつながるのではないかと思います。
- ・最後に、今回挙がっている候補は既に完成された施設やエリア、地域であるかと思えます。今後豊島区は、例えば橋梁でいえば西巣鴨橋が建て替えられてまいりますし、池袋大橋は私の一押しなのですが、これも長期寿命を目指して改修等に取り組んでいただいているかと思えます。また、鉄道がすごく交錯するように走っております。リアルジオラマだと私は言っているのですが、目を俯瞰してみると本当に鉄道の模型が走っているようにも見えるという意味では、そういうことがお好きな方にとってはよろしいのかもしれない。それから、最近はないかもしれませんが、池袋大橋はよくロケをされたりします。そういう意味では、対外的にも認知がされているような部分もこの景観資源の特性の一つにご検討いただけないものか。また、味楽百貨店ですか、そういった文化的資源も令和4年度、もう出来上がってくる話でございますので、これからの豊島区も見据えて今後の景観資源の発掘と選定を頑張ってもらいたいなという意見として申し上げました。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。どうぞ。

(都市計画課長)

- ・最初のご指摘の件ですが、今回の候補21件を5件に絞るまでは検討部会でご意見を伺いながら決めていきますが、その5件から最終的な2件に絞るところについては、住民の皆さんに直接お聞きします。そして、その中から本当に心に残るようなものを選んでいただきたい、また、豊島区の景観資源の指定について知っていただきたいという事務局側の思いが伝わるような募集方法を検討していきたいと考えております。

- ・次に、地域の偏りの話ですが、大変申し訳ございませんでした。我々が景観資源候補を集めようとする、どうしても我々がまちづくりの出前講座で行くところに限定されてしまうという意味で申し上げました。少し偏りがあつたとしても最終的に選んでいただくものは、地域満遍なくというところよりも、皆さんが本当にいいと思うところ、残したいと思うようなところを選んでいただくのが妥当かと思しますので、そのあたりはあまり意図的にならないように注意いたします。
- ・最後に先程先生からもありました橋梁や味楽百貨店であつたり、民間施設においても再開発事業等に伴う個別の建て替えであつたり、新しく出来上がるものもございませう。資源の候補に挙がってくるようなものが増えるように、いい事例としてお示しする機会が多くなるよう努めていきたいと思つております。

(後藤会長)

- ・よろしいですか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(なし)

(後藤会長)

- ・それでは、概ねご意見をいただいたということで、これらを踏まえて今後の手続きを進めていただければと思ひます。続いて、報告2について、事務局よりご説明をお願いいたします。

報告2.池袋駅周辺景観形成特別地区に係る景観形成ガイドラインの策定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・報告2について説明いただきました。ご意見いかがでしょうか。

(委員)

- ・景観計画の196ページでは建築物、屋外広告物、公共空間の順番に並んでいるところ、ガイドラインではあえて公共空間を先頭に持ってきたということですが、

比較すると順番の違いが目につくように思います。細かい点ですが、なぜ公共空間を前に持ってきたのか、一言加えておいていただいたほうがよろしいかと思えます。

(後藤会長)

・どうぞ。

(事務局)

・ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、修正を検討させていただきます。池袋駅周辺のまちづくりは、歩いて楽しいまちを目指しており、公共空間の連続性等が大きなポイントとなってくる地域であるため、順番を入れ替えました。以上です。

(後藤会長)

・景観計画の196ページを直すということはできないのでしょうか。もう諮問に対して答申してしまったから駄目なのでしょうか。

(都市計画課長)

・担当に確認したところ、変更できるということですので同じ並びになるように調整いたします。

(後藤会長)

・区が自ら襟を正すという精神のもとに公共空間編を最初に掲げて、民間のご協力が必要な建築物編や屋外広告物編は2番目、3番目にするということは順番としては正しいと思います。ですので、可能ならば196ページの図の順番や文章も建築物編が先頭になっておりますので、公共空間編を建築物編、屋外広告物編という順序に統一されたらよろしいのではないかと思います。ご指摘ありがとうございます。

(都市計画課長)

・ご指摘いただいた内容につきましては、我々もしっかり公共空間編を頭に入れて業務にあたりたいと考えますので先頭に持ってきます。ご指摘いただきありがとうございました。

(後藤会長)

・ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(なし)

(後藤会長)

・よろしいですか。それでは、概ねご意見が出されましたので、これを踏まえて今

後の手続きを進めていただければと思います。

用意いただいた議事は以上となりますが、最後に事務局より連絡事項がございましたらばお願いしたいと思います。

(都市計画課長)

- ・事務局よりご報告事項がございます。皆さまにご就任いただいております豊島区景観審議会の委員ですが、明日令和4年3月31日をもって任期が満了となります。2年間、当区の景観行政につきまして多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。御礼申し上げます。
- ・次期景観審議会の委員ですが、現在20名に就任していただいておりますなかで19名は引き続き委員にご就任いただける旨ご連絡を頂戴しております。公益社団法人東京屋外広告協会の川野委員様が、同協会の専務理事朝香様と交代されます。
- ・来年度以降の景観審議会ですが、令和4年度内に2回開催予定となっております。初回の開催日程が現時点で未定でございますので、本日この場をお借りして何点かご連絡並びにお願いがあります。
- ・はじめに、来年度以降の景観審議会の会長及び副会長の選任につきましてご連絡いたします。豊島区景観審議会の会長、副会長につきましては、委員の互選により決定する旨豊島区景観条例施行規則にて定められております。従来は、任期が改まった初回の景観審議会の場で委員の皆様を選任いただいておりますが、先程申し上げましたとおり、次回景観審議会の開催予定時期が未定であるため、会長、副会長が不在となる期間が長く発生してしまうことが想定されます。会長、副会長が選任されませんと、会長が行うとされている専門の事項を調査、審議する場である部会の部会員の指名が進まず、また、部会の開催につきましてもできないこととなります。つきましては、本日この場で来年度以降の景観審議会の会長および副会長の選出、ならびに部会員の指名をお願いしたいと考えております。
- ・まずは、会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。事務局としましては、各方面からのご推挙もありまして、会長は引き続き後藤春彦委員、副会長は本日ご欠席でいらっしゃるが、今年度も務めていただきました志村秀明委員をお願いしたいと考えておりますが、皆さまいかがでしょうか。

(異議なし)

(都市計画課長)

- ・よろしいでしょうか。ありがとうございます。ただいま、異議なしとのご発言を

頂戴いたしましたので、会長は後藤春彦委員、副会長は志村秀明委員にお願いいたしたく存じます。皆さま、よろしければ拍手をお願いいたします。

(拍手)

(都市計画課長)

- ・ありがとうございます。本日、ご欠席の志村委員からは既に内諾をいただいておりますが、後藤委員、会長の就任をお願いできますでしょうか。それでは、後藤会長より一言ご挨拶をいただきたく存じます。後藤会長、お願いいたします。

(後藤会長)

- ・ご指名いただきましてありがとうございます。
- ・私は豊島区の他に新宿区と調布市の景観審議会の会長を務めており、それぞれ区や市の独自性が発揮されて大変興味深く拝見しているところでございます。特に、豊島区は非常に積極的な姿勢で景観行政を進められていて、アートやカルチャー、そして住みやすさですよね。大きなターミナル駅を抱えているので商業業務の集積もさることながら、住みやすさを前面に押し出しながら景観行政を進められているように感じます。このような流れを見える形で具現化していく、そのような段階に来ているのだらうと思っております。微力ながら豊島区の景観をより良いものにするために努力したいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

(都市計画課長)

- ・後藤会長、ありがとうございました。
- ・それでは、続きまして、デザイン検討部会の部会員の指名につきまして後藤会長に進めていただきます。後藤会長、よろしくをお願いいたします。

(後藤会長)

- ・それでは、デザイン部会の部会員の選出に移ります。豊島区景観条例の施行規則第36条第1項に基づき、審議会の会長が部会員を指名するということになっております。6名以内をもって組織するということです。そこで、部会員は私も含めて審議会の学識委員6名とし、部会長につきましては、これまでと同様に志村副会長、また副部会長につきましては、村木委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。これまでの体制が継続されるという形となりますが、ぜひ、来年度もよろしく申し上げます。

(都市計画課長)

- ・後藤会長、皆様、ありがとうございました。

- ・事務局より最後に1点ご連絡いたします。新しい任期の委嘱状の交付につきまして、本来であれば高野区長より委員の皆様へ交付させていただくところですが、新型コロナウイルス等感染拡大の影響もありまして、昨今は任期が改まった初回の景観審議会のお渡ししておりましたが、しかしながら、初回審議会の開催予定が未定でありますので、4月1日以降郵送にてお送りさせていただきます。あらかじめ、ご承知おきください。事務局からは以上です。

(後藤会長)

- ・それでは、予定していた議事は全て終了いたしました。第16回豊島区景観審議会をこれにて閉会とさせていただきます。進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。